

令和4年度（2022年度）第6回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2022年9月30日（金）午後2時開会
場 所：北海道第二水産ビル 4階 4F会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第6回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長の1名、オンラインでの出席が9名で、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいておりますので、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境政策課長の阿部よりご挨拶を申し上げます。

○阿部環境政策課長 委員の皆様には、お忙しい中、本日も本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、早いもので、本日で9月も終わり、今年度も折り返し地点を迎えたところでございます。これまでにご審議をいただきましたのは、本日の3事業を含めまして、議事としては延べ34、事業数としては18の風力発電事業に上っているところでございます。

現在、国におきましては、再エネ発電設備の適正な導入と管理の在り方について検討を進めているところであり、皆さんもご承知のとおり、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指しまして、引き続き再エネ最優先の原則で導入が進められていくものと考えております。

このため、審議案件の増加が今後も見込まれますが、委員の皆様のご理解とご協力をいただきながら、道としても適切に対応してまいりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） 次に、審議会の運営についてです。

本日もオンラインを併用する対面形式での開催としておりますが、引き続き新型コロナウイルス感染症に配慮した形で開催してまいります。

それでは、資料について確認いたします。

なお、オンラインで参加の委員の皆様には事前にお送りしております。

資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1から資料1-4、資料2-1と資料2-2、資料3-1と資料3-2となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は3件で、そのうち答申が1件となっております。

議事（1）は、2回目の審議となり、答申を予定しております株式会社ユーラスエナジ

ーホールディングスの（仮称）戸井風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（2）と議事（3）は、いずれも本日が1回目の審議となります（仮称）清陵風力発電事業環境影響評価方法書についてと（仮称）宗谷丘陵風力発電事業環境影響評価準備書についてです。清陵はオリックス株式会社、宗谷丘陵は株式会社道北エナジーの事業です。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、それぞれ30分程度を予定しております。

なお、議事（3）につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴者及び報道機関の方々にはご退席をいただきますので、ご協力をお願いいたします。

また、その他として、前回の審議会の最後にご案内いたしました地球温暖化対策推進法による促進区域に係る環境配慮基準については、環境審議会から本審議会への検討要請が来た段階で、会長とも相談の上、対応を皆様にお知らせすることとしておりましたが、環境審議会における調整が遅れておまして、本日までに要請は来ておりません。しかしながら、当審議会では、次回の議事は6本が見込まれており、この件に関して大きな時間を割くことが難しいため、今回、制度の概要と環境審議会での議論のポイントとなっている点についてご説明させていただきます。

それでは、これからの議事進行は露崎会長をお願いいたします。

3. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

それでは、これより議事（1）に入ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定している（仮称）戸井風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（道場主任） 事務局の道場です。

私から説明させていただきます。

簡単ですが、審議していただく内容をご説明いたします。

資料1-1から資料1-4をご覧ください。

まず、資料1-1は、2次質問を加えた事業者への質問と事業者回答になります。本事業の1次質問のやり取りについて、8月の審議会でご審議をいただきましたが、そこでの意見などを2次質問に反映し、事業者から回答をいただきました。

資料1-2は、2次質問と事業者回答のやり取りの中で生じた図書の修正などについて、事業者から提出されたものになります。

資料1-3は、事業に関係する函館市からの意見になります。アセス法に基づき、道か

ら関係市町村に意見を照会し、知事意見の作成の際に意見を勘案しております。

資料1－4は、道から当審議会に諮問をさせていただいた本事業に係る答申文（案）たき台となります。

次に、事業概要について図書を用いて簡単にご説明いたします。

表紙に戸井風力と書かれた薄めの図書の5ページをご覧ください。

こちらは、事業実施想定区域の図です。区域は、函館市の中にあります旧戸井町を中心とした区域で、赤色の枠で囲まれた部分が事業実施想定区域となります。

23ページをご覧ください。

こちらは風車の構造図ですが、単機出力は4,000キロワットから5,000キロワット程度、最大高さは200メートルで、30基から37基程度の設置を想定しています。

周囲における他事業として、七飯町と北斗市の間にきじひき山風力発電事業が手続中となっておりますが、今回の事業実施想定区域からは40キロメートル程度離れております。また、本区域の東側にある函館市風力発電所の2基の風車は、いずれも平成27年度に事業を廃止しております。

簡単ですが、図書を用いるのは以上としまして、資料を用いて説明していきます。

まず、資料1－1の2次質問とその事業者回答について幾つか説明をいたします。

なお、資料1－2は、説明を割愛させていただきますので、後ほど、適宜ご参照いただければと思います。

それでは、資料1－1の3ページの質問番号2－5をご覧ください。

こちらでは、保安林区域、水資源保全区域、植生自然度の高い区域等の環境影響に対する考慮は、本検討過程にどのように加味されているのかを伺いました。これに対して、事業者からは、事業計画地における位置関係を確認するとともに、環境上のリスクを明示している、これらへの影響については、今後の現地調査において、現況や改変区域等との位置関係を確認した上で予測を行い、関係機関への相談、有識者の助言を基に、環境保全措置を講じることで、影響を回避、低減することが可能であると考えており、十分に影響が低減できない場合には発電機の配置を再検討するよう考えているとのことでした。

次に、めぐりまして、5ページの質問番号3－5をご覧ください。

こちらは1次質問でも投げかけているのですが、ザリガニ等の底生動物について、魚類と同様に調査対象とできなかったのかを伺いました。これに対して、事業者からは、底生動物については、既存文献で情報がほとんど得られなかったことに加え、魚類に比べて海域への直接的な影響が生じる分類群ではないと考えられたことから選定していない、また、本配慮書における予測条件は、一般的な風力発電事業の事業特性を想定した定性的な予測を行っており、通常の風力発電事業では、沢や谷部の改変は行わないことから、底生動物についての予測は行っていない、しかしながら、指摘の内容を踏まえて、方法書段階においては、底生動物への影響も踏まえて有識者にヒアリングを行い、適切な調査計画を立案する予定とのことでした。

1枚めくりまして、6ページの質問番号3-10と質問番号3-35をご覧ください。

こちらは、過去の計画におけるデータの活用について伺っておりまして、1次質問では、本計画の区域と重複しておらず、計画範囲が異なるため、データの活用は行わずに、新たに行う調査結果に基づいて予測、評価する旨の回答がありましたが、過去の調査箇所である汐首岬を利用する渡り鳥は、本事業箇所を飛行または利用している可能性が考えられることから、1キロメートル離れていることが計画範囲が異なり関連性がないとする根拠を伺っています。これに対して、事業者からは、渡りルートを把握する目的として既往調査のデータを使用する場合、調査範囲が本事業実施想定区域に含まれていないほか、本事業区域全体から見ると、事業区域の南側の局所的な範囲での情報となることから、本事業区域周辺全体の渡りルートの把握には適さないと判断した、また、既往調査のデータの活用については、今後、野鳥の会道南檜山支部と再度意見交換を行い、検討するとのことでした。

次に、めくりまして、9ページの質問番号3-31をご覧ください。

こちらでは、事業実施想定区域内の保安林について、環境影響の最小化、低減及び保安林の機能を損なわない計画とする予定であると書いていましたが、それを損なわないためにどのような措置が考えられるのかを伺いました。これに対して、事業者からは、今後、風力発電機の配置検討を行い、設計した上で、選定用地に代替性がないこと、面積が最小化されていること等の解除基準に適合するよう許認可権者と協議してまいりますとのことでした。

まためくりまして、11ページの質問番号4-8をご覧ください。

こちらでは、本事業実施想定区域である汐首岬周辺の鳥類の渡りの状況についてどのように認識しているのか、過去に実施した本地域周辺での調査等の知見を踏まえた上で、認識を伺っています。これに対して、事業者からは、過去の調査結果及び文献調査の結果から、汐首岬周辺には鳥類の渡りの経路が分布しているものと認識している、今後の現地調査では、対象事業実施区域の上空を飛翔する渡り鳥の高度、個体数を把握可能な調査計画を立案するとともに、有識者の意見を踏まえた上で適切に予測、評価が行えるよう努めますとのことでした。

簡単ですが、以上で資料1-1の説明を終わらせていただきます。

次に、資料1-3の関係市の意見についてご説明いたします。

先ほども申し上げたとおり、本配慮書の関係市は函館市の1市になります。

まず、総括的事項について、1ページめくっていただいて、2ページ目をご覧ください。

こちらでは、本事業については、まだ初期段階であることから、未定及び検討中である事項が多く、現時点で関係機関等との協議も進んでいる段階ではないため、不確定な要素が多い、このため、今後、手続を進めるに当たっては、本意見等を踏まえて計画の内容を精査するとともに、地域住民や関係団体等へ十分な説明を行い、理解を得ることと述べております。

次に、2の個別の環境要素についてですが、こちらは数が多いので、それぞれかいつま

んで説明していきます。

(1) の大気環境の状況については、稼動時の騒音による生活環境への影響や超低周波音について、住民から不安や懸念が示された場合には、丁寧な説明を行うことを述べています。

(2) の水環境の状況については、周辺住民は、事業実施想定区域を水源とした上水道を利用していることから、森林の伐採等による改変及び風力発電機等の設置工事で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避、低減するよう配慮すること、特に、森林の持っている水源涵養能力が損なわれないよう配慮すること、また、河川水量や水質の濁りによる漁業被害への影響等がある場合には、その影響を明確にするとともに、影響を回避する方法を明確にすることとしております。

(3) の動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況については、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、動物への影響を回避または極力低減すること、また、対応を明記すること、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと、また、その結果を踏まえ、既存道路の活用や土地改変の最小限化により、自然度の高い植生等の改変を回避または極力低減すること、事業計画範囲のほぼ全域が函館市森林整備計画において水源涵養機能等の公益的機能が期待された森林に設定されているので、施業実施に当たっては公益的機能が毀損しないよう配慮することとしております。

(4) の景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、区域周辺の自然景観及び眺望景観への影響が懸念されることから、景観への影響を最小限に抑えるよう十分に検討を行いながら景観に配慮した風力発電機等を設置すること、また、計画場所の利用者の把握と対応策についても明記することとしております。

(5) と (6) の廃棄物とその他の状況については、事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在していることから、風車の影による生活環境への影響が懸念されるため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、風車の影による生活環境への影響を回避または極力低減すること、また、区域に埋蔵文化財包蔵地が含まれる可能性があるとともに、開発行為の面積が1万平方メートルを超えると予想されることから、事業区域や工事面積が確定次第、埋蔵文化財保護のための事前協議の手続について協議することとされています。

関係市からの意見については以上になります。

最後に、資料1-4の答申文(案)たたき台についてご説明いたします。

まず、前書きからご覧ください。

1段落目は、本事業の事業特性として、区域の面積、風車の数、最大出力などを記載し、2段落目からは事業実施想定区域の地域特性を説明しています。区域周辺の重要な自然環境のまとまりの場として、特に、本件は、保安林が区域の大部分を占めていること、区域

及びその周辺は鳥類の渡りのルート及び中継地としても重要な地域であることに触れ、防災に係る区域として砂防指定地を代表として挙げております。

なお、本事業は、最初に申し上げたとおり、周辺のアセス対象の事業と距離があるため、本たたき台では累積的影響について触れておりません。後段についても同様の扱いとしております。

続いて、総括的事項についてです。

(1) は、事業計画のさらなる検討として、従来と同様の流れで、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって科学的根拠を求めているほか、前回審議し、配慮書意見に追加しました地域の状況に精通した複数の専門家について、本意見にも反映しております。

(2) は、区域の絞り込みの再検討として、絞り込みの経緯は割と分かるものの、不十分で分かりにくい部分が一部あることから、保安林を回避しなかった理由を記載することと、土砂流出等の防止にも配慮するよう求めています。

(3) は、住民等との相互理解の促進について、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めるよう求めています。

(4) は、図書の公表について、縦覧期間中の閲覧のみでなく、印刷、ダウンロードを可能にするなど、利便性の向上に努めるよう求めています。

続きまして、2番の個別的事項についてです。

項目は、騒音及び風車の影、水質、動物、植物及び生態系、景観の5項目としております。

(1) は、騒音及び風車の影についてです。

こちらは、従来の陸上風力発電事業と同様の表現であり、住居等と離隔距離を取るなどして影響を回避または低減することとしております。今回、最短距離となる医療機関が1.1キロメートルの範囲にあるので、そこを文中に代表として挙げております。

(2) は、水質についてです。

こちらは、複数の浄水場取水地点が区域内にあることから、水道用水の水源への影響が懸念されること、保護水面である汐泊川と原木川の本支流が含まれているため、予測、評価の結果を踏まえ、濁水等の防止措置を講じることや、水質への影響を特に配慮しなければならない区域を除外するなどして影響を回避または十分に低減するよう求めています。

(3) は、動物についてです。

アは、最初に動物の注目すべき生息地として汐首岬周辺沿岸を挙げており、次に、区域及びその周辺が本州と北海道を結ぶ渡りのルートであること、鳥類の中継地点としても重要性が高いことに触れまして、チュウヒをはじめとした希少な鳥類、コウモリ類、小型鳥類の渡り、ノスリの集団飛来地について触れております。これらの種の生息状況等に関して、過去に実施されております函館市戸井汐首岬風力発電事業の鳥類への影響評価検討委

員会に係る調査データ等を活用し、詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライクなど、工事に伴う影響について回避、低減することとしております。

イは、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしており、方法書段階の意見内容と整合が取れるよう哺乳類の表記を修正しております。

(4)は、植物及び生態系についてです。

アは、巨樹・巨木林の存在と、こちらでも保安林と自然度の高い植生が区域の大部分にあることに触れまして、十分協議した上で事業計画を検討するよう求めています。

イは、改変する可能性のある環境に生育する植物相を的確に把握し、重要な植物種の生息環境への影響を回避、低減することとしています。

ウは、生態系について、専門家等からの助言を得ながら、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で、調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることにより、影響を回避、十分に低減することを求めています。

なお、イとウについては、従来 of 表記と同様となっております。

最後に、(5)は景観についてです。

アは、主要な眺望点の選定について、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、関係機関等へのヒアリングなどにより、ほかに追加すべき眺望点がないかを改めて検討すること、その上で適切に調査、予測、評価を実施し、影響を回避、低減することとしております。

イは、区域の周辺に恵山道立自然公園が存在しており、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、こうした景観への影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

資料の説明は以上とさせていただきます。

こちらの答申文(案)について、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○白木委員 答申文(案)たたき台の個別的事項の(3)の動物のアについてです。

2行目に「渡りのルートとされ、鳥類の中継地点としても重要な地域となっている」という文言がありますが、これは鳥類の渡りの中継地ということですか。「鳥類の中継地点」というのは言葉的にしっかりこないのですが、渡りの中継地という意味ですか。

○事務局(道場主任) そうですね。多分、渡りの途中でこの事業区域も1晩ほど利用する可能性があるんで、そういう理由で中継地点という文言を使わせてもらっております。

○白木委員 「鳥類の中継地点」というのはあまり聞き慣れないので、「渡り中継地」という言葉はいかがですか。

○露崎会長 「鳥類の渡りの中継地点」では駄目ですか。「点」は要らないですか。

○白木委員 普通は中継地と言うのですよね。

○露崎会長 「鳥類の渡りの中継地」はいかがでしょう。

○白木委員 それでいいのではないですか。要するに、渡りで通り過ぎていくだけではなく、そこにしばらく滞在するものがあるということですよ。

また、同じ文章の中の6行目には、過去のデータのことが書いてあって、「鳥類への影響評価検討委員会に係る調査データ等を活用し、」となっているのですが、これは「調査データ等も」だと思えるのですよね。

○露崎会長 確認ですが、「を」ではなく、「も」ということですか。

○白木委員 はい。ほかの調査として、もちろん現地調査もやらなければならないですし、過去のデータも活用してさらに調査を行うということだと思えるのですが、いかがでしょうか。

○露崎会長 そのようにいたします。

○事務局（石井課長補佐） 1点確認をさせていただきます。

最初の「渡りの中継地」のところについて、その前に「鳥類の渡りのルートとされ、」とありますので、ここで改めて「鳥類の」を入れるとくどくなるかなと思えるのですが、どうでしょうか。

○白木委員 それでも大丈夫だと思います。「鳥類の中継地点」となるからおかしいのではないかなという気がします。

また、「データ等を活用し、」の次に、「これら希少な動物の移動経路、生息状況」と書いてありますよね。ここは、もちろん希少種も渡りますが、特に希少種に指定されていない猛禽類や一般的な小鳥類も大量に渡る場所です。希少ではなくても、たくさんの個体に影響が与えられると個体群への影響がやはり大きくなりますので、ここには希少だというのは入れないほうがいいのではないかなと思えるのですが、いかがでしょうか。ここは普通種であっても大量に渡りますので、そうしたものへの影響も考慮しなければいけないと思えるのですよね。

○事務局（道場主任） 白木委員がおっしゃるとおり、確かに小型鳥類については前書きでも説明しておりますので、こちらも検討させていただきます。

○白木委員 多分、ノスリもいわゆる希少種には入らないかなと思いますが、ノスリもかなり大量にここを使っていますし、一般の個体数の多いものに対する影響もやはりきちんと考えなければいけないので、ご検討をお願いします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○事務局（道場主任） こちらからも委員の皆様を確認したい事項があります。

今の話にありました（3）の動物のアの3行目では、「文献や専門家ヒアリング等により」の後にチュウヒを挙げさせていただいております。

このチュウヒを挙げた理由としては、図書のセンシティブティマップにおいてチュウヒの情報が挙げられているからなのですが、厳密には、区域外といえますか、区域の西のほう

にメッシュがかかっている状況です。でも、事業地の環境が森林地帯ということもあり、代表種としてチュウヒを挙げることに違和感はないかと事務局の中で話になったのですね。ですから、何かほかに代表とすべき種がないかどうか、ご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○先崎委員 チュウヒは、おっしゃるように、少し違和感があると思います。オジロワシやオオワシは、少なくとも冬はいると思うのですが、それでは駄目なのでしょうか。

○事務局（道場主任） こちらでもチュウヒではないほうがいいかなという話になっていました。オジロワシは、たしかヒアリングでも話が出ていたので、オジロワシを代表種として挙げるのはどうでしょうか。

○先崎委員 私はそれでいいのではないかと思います、白木委員はいかがですか。

○白木委員 オジロワシはここにありますので、いいと思います。

○露崎会長 確認ですが、先崎委員から出たオオワシについてはどうでしょうか。

○先崎委員 オオワシも私は見たことがあります、資料にちゃんとあるのかどうかということですね。

○白木委員 EADASのセンシティブティマップでここはかかっているのですか。ないかもしれないですね。オジロワシは何かで言葉が出ていたという根拠があると思うのですが、オオワシは何かに出っていましたか。

○先崎委員 オオワシはマップでは被っていないのではないですか。

○白木委員 この答申文（案）に入れるものは、いても図書の中に出ていないと駄目なのですよね。

○先崎委員 分からないですけども、ウミワシ類はどうですか。

○事務局（道場主任） 今、図書を確認してみました。おっしゃるとおり、69ページの図では、メッシュ的には、オオワシ、オジロワシの渡りは確認されていないとなっているのですが、229ページの鳥類の専門家ヒアリングでは、オジロワシの個体数が増加傾向にあることに触れられているという状況です。

○白木委員 オオワシが入っていないのですよね。

○事務局（道場主任） そうですね。オオワシは図書中には出てきていないかなと思います。

○白木委員 そうすると、書けないということなのですか。

○事務局（石井課長補佐） 図書に出ていないと全く載せられないかということ、正にそれを補うために専門家である白木委員と先崎委員にご参画をいただいておりますので、ここはそれなりの生息地であり、利用している場所だご両名から明確に言っていただければ、図書になくても意見として書けます。

○白木委員 事業予定地周辺はという書き方であれば問題ないと思います。

○先崎委員 同じくそう思います。

○露崎会長 今の意見は、チュウヒに替えて、「オジロワシ、オオワシ等の希少な鳥類」

という書き方でよろしいという意味ですか。

○白木委員 私は、いいと思います。

○先崎委員 同じくです。

○露崎会長 事務局もそれでよろしいですか。

○事務局（石井課長補佐） はい。

○露崎会長 そのようにしたいと思います。

そのほかに、ご意見やご質問、ご確認等がございましたら、よろしく申し上げます。

○白木委員 この答申文ではなく、Q&Aについてです。

前回、野鳥の会の檜山支部の方々と話をしたということでしたが、過去のデータの扱いについてはどんなふうに言われたのかということですが、使うことに同意されていないのかという聞き方をしたと思うのですが、その点についてはどうなのですか。話合いをしたとは書いてありますが、どういう状況になっているかは分からないのでしょうか。

○事務局（道場主任） 質問で伺ってみたのですが、賛同されているのかというところまでは回答が得られませんでした。一応、ヒアリング等では話をしているようですが、データの活用については言及されなかったという状況です。今後、再度、意見交換を行うと書いているので、こちらとしては、また意見交換が行われるものと認識しております。

○白木委員 意見交換で檜山支部からどのような意見が出されているかを聞くことはできるのですか。

○事務局（道場主任） 今回は、答申文（案）の2次質問であり、この後、答申文を作成して進んでいくこととなりますので、配慮書段階では難しいかなと思います。ただ、次の方法書の段階では、このデータについてまた質問ができるかなと思いますので、そちらで言及できればと考えております。

○露崎会長 私的には、できれば過去のデータを活用してほしいので、方法書の前の段階で盛り込めるようにリクエストしていただいてもよろしいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。盛り込む、盛り込まないはさておき、既に方法書が始まってから過去のデータを見るのではなくて、現段階からそれを踏まえた方法書の書き方にしてほしいなという要望です。

○事務局（道場主任） 知事意見を投げかける際に事業者に個別にということですね。

○露崎会長 それが可能でしたらぜひともお願いしたいです。

白木委員、それでいいですね。

○白木委員 ぜひお願いします。答申文にも調査データを活用するようにと書いてありますので、早めに言ったほうがいいと思います。

○露崎会長 そのほか、ご質問やご意見、ご確認等はございませんか。

○先崎委員 今の話についてです。

（3）の動物の「調査データ等を活用し、」のところは、確実にとか、必ずとか、もう少し強く言うことに意味はないのですか。

○事務局（道場主任） 2次質問に対して、事業者からこういう理由でデータは活用できないと考えていると回答をいただいている状況なのですよ。

○先崎委員 そうですよ。ただ、そんなに納得できる理由ではないような気がしますよね。

○事務局（道場主任） そういうこともありますが、必ずというところまでは難しいかなと考えております。

○先崎委員 私としては大丈夫です。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、ただいまご審議をいただきました（仮称）戸井風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文（案）に関しましては、修正の全てが個別的事項の動物の部分になります。まず、「鳥類の中継地点」を「渡りの中継地」に直すこと、また、「チュウヒ等の希少な」の部分は、より適正な種名として、オジロワシ、オオワシに直すこと、さらに、「調査データ等を活用し」は、「調査データ等も活用し」に直すこと、最後に、次の行の「これら希少な動物の移動経路」のところは、「これらの動物の移動経路」に修正するということですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

続きまして、これより議事（2）に入ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）清陵風力発電事業環境影響評価方法書についてです。まず、事務局から事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の図書は、どれもクリーム色なので、分かりにくいかと思いますが、表紙の字が明朝体のものが（仮称）清陵風力発電事業環境影響評価方法書でございます。

当該方法書については、昨年、配慮書手続が終了した案件で、今年の8月18日から方法書の縦覧が開始され、本審議会には8月19日付で諮問をさせていただいております。

本方法書については、合計3回の審議を予定しており、本日が第1回目の審議となります。

まず、図書の概要についてご説明いたします。

表紙にございますとおり、事業者はオリックス株式会社です。

まず、図書の3ページをご覧ください。

本事業は、伊達市の大滝区を対象事業実施区域としまして、単機出力4, 200キロワット程度の風力発電機を最大45基建設し、合計出力が18万9, 000キロワットの発電所を設置する計画となっております。

また、配慮書から区域が一部変更されておりました、詳しい経緯につきましては、大分飛ぶのですけれども、図書の441ページから453ページにかけて記載されております。後で改めて一部をご説明いたしますが、それぞれの細かい説明については割愛させていただきます。

452ページをご覧くださいますと、配慮書から追加されたエリアと削除されたエリアが色分けされて掲載されています。オレンジ色の区域が追加されたエリア、青色の区域が削除されたエリアとなっております、西側や北側の区域の一部が除かれた一方で、南側や東側の区域が追加されております。

続きまして、区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

大きく戻りまして、図書の65ページをご覧ください。

まず、動物についてですが、環境省のEADASのセンシティブティマップでは、区域及び隣接メッシュにイヌワシとクマタカの生息情報があり、注意喚起レベルA3に分類されております。

次に、植物について、101ページをご覧ください。

これは文献調査段階における重要な植物群落の分布の位置図ですが、配慮書段階での区域はこの調査に基づいて設定されております。

今回、方法書を作成するに当たりまして、事業者は先行植生調査を実施しておりました、その概要は102ページから119ページにかけて記載されています。また、資料編なので、全体を通したページ数がないのですが、巻末の資料編に植生調査表が掲載されており、3番目の資料が先行植生調査結果となっております。そして、本調査の結果が反映された植生自然度9と10の分布は、図書の118ページに記されておりました、この結果を基に配慮書から区域が変更されております。

ページが飛び飛びになってしまっていて申し訳ないのですが、併せて247ページをご覧くださいただければと思います。247ページには文献調査の結果と配慮書段階の区域が表されておりますので、今の118ページと比較しながら見ていただければ分かりやすいかなと存じます。

全体として、植生自然度9と10に該当する群落の分布が大きく限られまして、今回は、それを理由に区域の北東部を追加する一方で、植生自然度9が残る一帯を除くという変更が行われています。

併せて資料2-1をご覧ください。

資料2-1の2ページの質問番号3-5から3ページの質問番号3-9にかけて、先行植生調査について、主に妥当性等について質問をしております。これに対して、事業者からは、ドローン調査の結果や過去の航空写真等から多くの地点が代償植生であると判断し

たとのことです。

また図書に戻りまして、次に、生態系について、129ページをご覧ください。

これは重要な自然環境のまとまりの場の図ですが、先ほどの植生自然度の高い部分のほか、区域の半分以上が保安林となっておりまして、また、国立公園の区域がほぼ隣接しているという状況です。

次に、景観について、132ページをご覧ください。

美笛の滝等の主要な眺望点のほか、本町地区等の日常的な視点場が計8地点選定されております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場について、137ページをご覧ください。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、美笛の滝など、区域周辺に4地点が選定されております。

次に、住居等との位置関係について、156ページをご覧ください。

最も近い住居は、風力発電機の設置予定位置から約600メートル離れた位置にございまして、また、周辺には福祉施設が2か所あるのですが、これらは風力発電機の設置予定位置から約4キロメートル離れているという状況です。

続きまして、図書の第6章の調査、予測及び評価の手法についてご説明いたします。

図書の282ページをご覧ください。

環境影響評価の項目について、表のグレーの箇所がアセス省令の参考項目となっているのですが、陸上風力における一般的な項目のうち、重要な地形、地質に対する地形改変及び施設の存在に係る項目を除き、おおむね選定されております。

重要な地形、地質が非選定の理由は、1枚めくっていただきまして、285ページに記載されておりまして、区域内に重要な地形、地質が存在していないため、今回は非選定としたということです。

続いて、環境影響評価の手法についてですが、項目を絞りつつ、資料2-1の1次質問及び回答のご説明と併せて進めさせていただきますので、改めて資料2-1も図書の横にご用意願います。

なお、資料2-2は、資料2-1の補足の別添資料となりますが、今回の説明には用いませんので、適宜、ご参照をいただければと存じます。

まず、図書の290ページから301ページにかけては、騒音等に係る調査手法が示されております。

これについて、資料2-1の6ページの質問番号6-12におきまして、建設機械の稼働による騒音の調査を季節ごとに行わない理由を質問しています。これに対して、事業者からは、騒音の環境基準と調査結果との整合性のために騒音に係る環境基準の評価マニュアルを参照しており、当該マニュアルに基づいて手法を設定している、また、冬季を除く3季において環境騒音に差はないと考えているとのことです。

続きまして、図書の310ページからは、動物に係る各調査の手法が示されています。

一例ですが、コウモリ類については、捕獲調査、夜間調査、高度別の音声モニタリング調査、希少猛禽類については定点調査を行うこととされております。

なお、通常ですと、希少猛禽類の調査として営巣確認調査の項目が設けられていることが多いのですが、本事業にはその項目がない代わりに、313ページの調査の手法の定点観察法における調査内容の中に営巣地の把握について記載がされております。

調査位置、踏査ルート等については317ページから、調査の努力量については巻末資料の一番後ろの5番に記載されておりますので、併せてご確認をいただきますようお願いいたします。

また、植物についても、同じように、図書の336ページから植生調査などの各調査の手法が示されておまして、339ページからは調査位置と踏査ルートの図、努力量については先ほどの資料と同じところに記載されております。

次に、生態系について、350ページをご覧ください。

こちらには、注目種の選定の根拠、選定マトリックスが記載されておりますが、上位性注目種としてノスリ、典型性注目種としてエゾタヌキが選定されております。

これら注目種の生態等に係る調査の手法は、1枚戻りまして、図書の348ページから書かれておまして、先ほどのページに戻って、右側の351ページからは調査位置、また、巻末には同様に努力量が記載されておりますので、そちらも併せてご確認をいただきますようお願いいたします。

今、踏査ルートについて一遍にご紹介をいたしました。というのも、これらの踏査ルートはどれも共通となっておりますので、どの図を見ていただいても構わないのですが、今開いているページから一番近いのは恐らく353ページかと思われまますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

図に記載されている踏査ルートを見ていただきたいのですが、区域内に延びているやや青みがかった線が踏査ルートとなります。見ていただくと分かる通り、赤色の丸の風力発電機の設置予定地を網羅しておらず、特に東側で、南北に広がっている部分について、あまり踏査できていないということがあります。

この踏査できないルートについては、資料2-1の8ページの質問番号6-28におきまして、風車位置を網羅しておらず、不足ではないかと質問をしております。これに対して、事業者からは、図書には地図上で確認できた踏査ルートを掲載しており、現地では地図上にない道も踏査を行う、ルートについては、現時点では細い道の状況が分からないため、準備書にて示すとのことです。

動物に話を戻しまして、もう一度、図書の313ページに戻っていただければと思います。併せて資料2-1の8ページの質問番号6-25をご覧ください。

本図書では、小型哺乳類捕獲調査として、シャーマントラップのみを実施することとなっていたため、墜落缶を併用する必要があるかを質問しています。これに対して、事業者からは、シャーマントラップで十分に生息状況を把握できると考えているとのことです。

続きまして、図書の364ページをご覧ください。

景観について、図書の概要説明の際にもご覧いただきましたけれども、これらの主要な眺望点6地点と日常的な視点場2地点の計8地点において調査を実施するとされております。

これに関しまして、資料2-1の9ページの質問番号6-35において、フォトモンタージュを基にヒアリングやアンケートを行うべきではないかと質問しております。これに対して、事業者からは、フォトモンタージュを用いた自治体へのヒアリングや住民説明会等を実施するとのことでした。

本事業についての説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成について依頼をさせていただきたいと考えております。審議会の終了後にメールにて依頼をさせていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問やご意見、ご確認等をお願いいたします。

○高橋委員 騒音について2点ほどお伺いしたいことがあります。

まず、1点目ですが、先ほどの説明では、156ページにおいて最も近い住宅として600メートルの地点が示されているということでした。一応、騒音を対象に調査等々をするということになっているのですが、配慮書段階では、212ページにあるように、1.8キロメートルが最も近い住宅ですということになっていたと思うのです。ただ、今回、600メートルという地点が出てきたわけですね。それについて、451ページに新たに確認されたと書いてあるのですが、これはどういう状況で新たに確認されたのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局（菅原主任） どういう状況でというのは、配慮書での住宅の把握の方法と方法書の段階になってここに住居があるということが明らかになった経緯という意味でよろしいでしょうか。

○高橋委員 そのとおりです。今さら感はあるかもしれませんが、配慮書の段階では600メートルというところが全くなくて対象とならなかったのか、その辺の状況がよく分からないのですよね。

○事務局（菅原主任） 改めて事業者に2次質問で確認をしてみたいと思いますが、その経緯と併せて述べておくような事柄等がありますでしょうか。

○高橋委員 要は、経緯が分かったところで、方法書ではちゃんとその地点を扱っているのですが、方法書段階ではそれ以上のことは言えないと思っているのですよ。ただ、配慮書段階では1.8キロメートルで評価をしているわけですね。それに対して意見を言っているのですが、次の段階になって、近いところにありましたよ、だからその近いところで

やりますよと言われても、何でその近いところが急に出てきたのかというのは非常に疑問に思うということだけなのです。事務局で分かれば説明してもらえばと思います。

○事務局（石井課長補佐） よくあるパターンとして、配慮書段階では、文献調査や図書が主で、現地まであまりつぶさに確認をしていなかったのが漏れていたのですが、配慮書が終わって方法書までの間に現地を調査する中で確認されたという例はこれまでもございました。ただ、今回、そういう理由で加わったのかどうかは不明ですので、そこは確認をしたいと思います。

○高橋委員 こんなくどいことを言っているのは何でかということ、600メートルというのは結構近い地点ですよ。仮に文献等々で調べて、その地点に建物が現にあったのであれば、その段階でそれなりの調査が必要だったのではないかなと思うのです。それをどこまでちゃんとやっていたのかというのは非常に疑わしいといえますか、そういうことを疑ってしまうので、確認を取りたかっただけです。もし可能であれば聞いていただければと思います。

もう一点は、Q&Aの6ページの質問番号6－9の資材の搬入についてです。

夜間の評価は行わない、ただし、夜間に大型の部品を運びますよということが書いてあって、低速でゆっくり運ぶので、影響はないと考えているということですが、実際にどういう車両を使うのか、それは専用の車両なのか、トレーラーのようなものを使うのか、また、どれぐらい低速で走るのかもよく分からないのです。でも、かなり大きな車両を使うのだと思うのです。そうした大きな車両がゆっくり走るということは、それだけ音の継続時間が長くなるということになります。

実際にどれぐらいの影響があるのかというのは私もデータを持ち合わせていないのですが、もし可能であれば、どういったものを使うのか、それはどのぐらいのレベルで、どれぐらいの継続時間があるものなのか、教えていただければと思います。

○事務局（菅原主任） 1点確認させていただきたいのですが、どういったものというのは発生源となるものの機種ということですか。

○高橋委員 車両を使って運ぶわけですよ。

○事務局（菅原主任） はい。だから、車両の種類というか……。

○高橋委員 何十メートルもある羽根とかを運ぶわけですよ。そうすると、かなり大型の車両を使うと思うのですよ。それは別に決まっていなくてもいいのですが、例えば、大型の車両であれば、アイドリングであれ、かなりの音が出ると思うのです。ゆっくり走った場合、ある1地点でどれぐらいの継続時間があるのかというのは、興味と言ったら悪いですけれども、私にはよく分からないところがあるのです。業者がそれで影響はないと言っているのであれば、どれぐらいの音のレベルがどれぐらい続くのかということが分かっているのだと思いますので、それを教えていただければと思っています。

○事務局（菅原主任） 分かりました。どういうものが通って、その音のレベルと継続時間がどうなっているのかを分かっている範囲で示してほしいという趣旨ですね。

○高橋委員 夜間に通るというのは、やっぱり、それなりにリスクがあると思いますし、その辺はしっかり示していただいたほうがいいのではないかなと思いましたので、お願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○押田委員 図書の348ページでは、典型性注目種としてエゾタヌキが選ばれているのですが、これが選ばれた理由は説明されていたでしょうか。まず、その点を確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（菅原主任） 1枚めくっていただきまして、350ページの注目種の選定のマトリックスをご覧いただければと思います。

まず、典型性注目種の候補として、エゾタヌキ、エゾユキウサギ、ウグイス、エゾアカガエルの4種を挙げており、それぞれの種が四つの評価基準にどれだけ該当するのかを事業者が当てはめて、最もフィットしている種としてエゾタヌキが選定されているという流れになっております。

○押田委員 これは、予備調査などできちんとデータを得ているのでしょうか。それとも、何となく文献調査みたいなものからこのエリアも何とかなるかなという感じに考えられているのか、いかがでしょうか。

○事務局（菅原主任） 基本的には文献調査で、一部、有識者へのヒアリングなども考慮されていると思いますが、現時点では、現地調査をして、ここのマトリックスを選んだわけではないと認識しています。

○押田委員 タヌキはいろいろなところにいることはいるのですが、こちらの道東よりも、北海道の西側において、昔は交通事故や何かが多かったのかなという気が私はしているのです。また、山の上など、場所によってはいたりいなかったりが相当激しい場合もあるのですよね。こうやって典型性注目種としていきなりぽんと挙げてもいいのでしょうかけれども、少し下準備といいますか、実際に実地で少しだけでもいいから観察をするなり、自動撮影カメラを適当に幾つかかけているだけで、状況は随分変わるかなという気もするのですね。これは典型性注目種として置いておいてもいいのかもしれませんが、検討の余地ありという考えもあるかなという気がします。

また、この方たちは、タヌキの糞を拾って更に調査をされたいということですよ。マトリックスの上のところには何か書かれていまして、もちろん、糞の調査をきちんとすれば、糞から食べ物なんかも分かって非常にいいと思います。ただ、タヌキの糞は、北海道の場合、実は、感染性のある成虫にまでは至らないものの、エキノコックスの卵が入ってしまっていて、大陸では非常に危険なものとなっています。人が吸い込むなどして口に入ってしまったら大変なことになるので、そういう認識も持ってサンプルとして使っていただきたいなど感じています。北海道の場合、今のところは大丈夫なのですが、そこの辺りを考えていただければなと思いました。

それから、313ページでおっしゃられていた例のシャーマントラップが20個で十分

だという小型哺乳類の調査方法についてですが、シャーメントラップというのは、ネズミがかかるとぱたんと閉じてしまって、それっきり捕獲効果がないものです。また、ピットフォールトラップは、トガリネズミ類が落ちてくればよく分かりますので、20個で何とかトガリネズミも同時にやっけてしまおうという感じなのでしょうけれども、このところは少し手をかけていただいたほうがいいと思います。

というのは、このエリアにいるかいないかは分かりませんが、北海道にはトウキョウトガリネズミという食虫類がいますので、こういうことにちゃんと配慮した上で慎重にやっているという姿勢を見せることは非常にいいことではないかなと僕は思っています。

もう一つ、調査をする動物がいろいろと挙げられていますよね。ここは山の上のほうに清水があるようなイメージのエリアだなという気もするのですが、ニホンザリガニの調査というのはされないのでしょうか。私は哺乳類の専門なので、ザリガニまでは分からないのですけれども、あれは絶滅危惧Ⅱ類か何かに入っていたような気がするのです。魚の項目は少しあったような気がしたのですが、ザリガニについては書かれていないですね。水生生物としてニホンザリガニについては考えられているのか、もし何か情報があったら教えていただければと思います。

○事務局（菅原主任） 順番に何点か確認させていただければと思います。

まず、タヌキの件でこちらから事業者を確認することについてです。押田委員の指摘としては、評価基準で、個体数が多い、あるいは、優占するというのはこの区域において本当にそうなのか、その根拠があるのかを聞くということによろしいでしょうか。

○押田委員 それで構いません。そもそもここに何もいないということになってしまったら、注目種として使っていても意味がないことになってしまいますので、ある程度、生息しているのだというのを前提にしてやっていただければと思います。

○事務局（菅原主任） また、先ほどタヌキの糞が危ないかもしれないということがありました。エキノコックスがタヌキの糞の中に入っているのは本州ということですか。

○押田委員 本州のタヌキは、最近、本州のイヌでは出てしまったのですけれども、一応、北海道ほど危険ではないです。本州は全然大丈夫で、エキノコックスが出ているのはユーラシア大陸のほうです。向こうのタヌキには確実にいるのですよね。ただ、昔、私の院生が遺伝子や形態などを調べた結果、日本のタヌキは、ユーラシアのタヌキとは別種として扱ったほうがいいくらいで、染色体の数も全く違うし、DNAや形なんかもかなり違うということで、昔はそんな報告もしていたのですが、そこはこれから変わっていくだろうなとは思っています。

エキノコックスは、実は、タヌキの体の中で成虫にまでなれず、幼虫の状態です。止まっているのです。成虫にまでなってしまうと人間に感染するような虫卵が糞に出るのですが、北海道のタヌキはそれが出来ない状態で止まっていそうということになっていて、今のところ、北海道でタヌキから感染したという記録はないのですけれども、何が起きているか分からないというのが正直なところです。

私たちは、タヌキの死体を使うことがあるのですが、そのときには要注意なのです。当然、大学という教育機関では学生とやっており、危険なことはあまりさせられないので、獣医の先生たちとは、マイナス80度ぐらいのところに長いこと入れるとか、そんなやり方でやっているのです。そんなに危なくはないので、神経質になる必要はないかもしれませんが、その扱いについて、これは質問というよりも、やるのだったら気をつけてくださいねというコメントという感じでお願いできればと思います。

○事務局（菅原主任） 大変貴重なお話をありがとうございます。

次に、ニホンザリガニの件ですが、動物の調査手法の一番後ろの314ページに底生動物の項目がありまして、そこで最終調査を行うことになっているほか、330ページには魚類と底生動物の調査地点が示されております。

○押田委員 ニホンザリガニぐらいのサイズの動物を底生動物という感じでまとめてしまってよいのでしょうか。絶滅危惧Ⅱ類に入っているようなものであれば、別枠で書いてくれていてもいいのかなという感じがします。

○事務局（菅原主任） 事務局からの質問としては、ニホンザリガニについては、そういうこともあるので、どういう調査をして考えていくのか、方向性を確認するというところでよろしいでしょうか。

○押田委員 よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○押田委員 すいません。先ほどの墜落缶のピットフォールトラップの件のお返事はどうですか。

○事務局（菅原主任） ピットフォールトラップについても追加で質問をしてまいりたいと思います。1次質問をいつも聞いている文案に近いものにしてしまったので、ここから先、どういうふうに聞いていくかというのは、私でも少し考えてみますが、委員にもご確認をいただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

○大原委員 昆虫の調査手法について質問を挙げていただいて、Q&Aの質問番号6-27のところで、結局、ブレードの範囲内における昆虫の調査については計画しておりませんという返事が来たのですが、これはどういうふうに考えればいいですか。あちらは気にしていないと言っているということでしょうか。

○事務局（菅原主任） 事業者の回答にもあるとおり、ブレードの回転域として、上空数十メートルから場合によっては100メートル以上の部分の飛行状況を調べることは技術的にどうしてもできないということです。これは、複数の事業者から同じような回答が来ていて、実際のところ事業者側がどう捉えているのかまでは分からないですけれども、回答上は技術的に難しいということになっております。

○大原委員 ということは、専門家としてはそういう懸念があるということをお願いしかなければいいのでしょうか。

○事務局（菅原主任） あとは、こういうやり方ならできるといふ具体の調査法をお示ししていただいで、これならできるといふ質問は可能かと思ひます。

○大原委員 可能かどうかは分かりませんが、鉄塔を一回建てて、そこにマレーズトラップを置けば、飛んでいるものは間違いなく捕れると思ひますよね。ですから、そういうことをするかどうかといふことだと思ひます。

しかし、一般的には昆虫がどれだけそこでいなくなっているかはあまりよく分かっていないものの、ブレードにはたくさんの昆虫の死骸がついているという現状があるのです。それはまだ調べられていないので、しようがないという言い方になるのですかね。

分かりました。何か文献を読んで、こういった方法もありますという助言がこちらからできるように準備をしたいと思ひます。

もう一点は、223ページの表4.3-8の一覧表の47ページのところにガムシからずっと書かれていて、今、気がついたのですけれども、どうも主な生息環境が1行ずれているようなのです。例えば、私の専門のキノコアカマルエンマムシというものは、キノコに来るのですけれども、ため池にいることになってしまひて、その次に多孔菌というのが書いてあるので、ここはどうも次のページのアリのところまで1行ずれているようですね。ほかにも、カミキリムシは薪に来るのですが、エゾアカヤマアリが薪に来ることになってしまひますので、その点をご指摘をいただければと思ひます。

○事務局（菅原主任） 先ほど具体例を1点挙げていただきましたので、こういう手法ではどうかという形になるかと思ひますが、事業者にも投げかけてみたいと思ひます。

○露崎会長 この事業では、自然度10のところには造れなくなった部分をかなり新しく造る予定になってしまひますよね。だからこそ、全ての分野にわたってきちんと調査及び評価をしてほしいものだと思ひるので、そのために確認をしたいと思ひます。方法書の後ろのほうにある資料3-1に先行植生調査結果が出てはいるのですが、これはこの後に調査区を増やすのですよね。

○事務局（菅原主任） これはあくまでも先行調査なので、ちゃんとした調査はまたやると認識してはいます。

○露崎会長 これで終わりではなく、それを前提に2次質問をするということではいいのですね。本音は、これくらいなら自分だったら半日あれば終わってしまう調査だなと思ひたということではす。

○事務局（菅原主任） 方法書の339ページと340ページに調査地点が掲載されておひりまして、そこでちゃんと調査をしていくことになってはいます。

○露崎会長 調査のプロットサイズが小さい、出てくる種数が明らかに少ないなど、いろいろとあるので、2次質問ではその辺を書きたいと思ひます。

もう一つ、専門家の意見として、ベルトトランセクトのほうが方形区調査よりもいいよということがありますので、これからベルトトランセクトもやるということではすよね。事業者のコメントとして、専門家の意見を参考にして調査を行うと書いてあるので、自分と

してはベルトトランセクトはやるという解釈で読んでいたのです。

○事務局（菅原主任） 植物のところにたしか……。

○露崎会長 今見つからなかったら後で教えてください。

○事務局（菅原主任） すいません。よろしくお願いします。

○露崎会長 そのほかにございせんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ございせんでしたら、本議事の審議を終了いたしたいと思います。

それでは、これより議事（3）に入ります。

本日1回目の審議となります（仮称）宗谷丘陵風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この議事については、最初に事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際は申し出てください。

まず、事務局から事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（五十嵐主事） 事務局の五十嵐です。よろしくお願いいたします。

初めに、本事業に係る手続の経過について、一部資料を用いまして簡単にご説明します。

本事業は、株式会社道北エナジーが稚内市及び猿払村に風力発電所をつくる計画で、配慮書については平成27年、方法書については平成29年に当審議会でご審議をいただき、それぞれ知事意見を発出しております。

これからご審議をいただく準備書については、事業者による縦覧が本年7月15日から8月31日までで実施され、当審議会へ7月21日付で諮問をさせていただいたところです。

方法書手続終了から5年が経過しており、準備書の提出が本年になった理由については、資料3-1の1ページの質問番号1-2で事業者に聞いております。これに対して、事業者からは、方法書手続や現地調査の完了後、系統連系枠が確保できずに中断していたが、2021年に北電の系統接続の募集があったことに伴い、事業を再開したとのこと。

それでは、事業の概要について、図書と資料3-1を一部用いまして説明させていただきます。

図書が2冊に分かれていますが、まずは、2分冊の1からご覧いただきたいと思います。

まず、4ページをご覧ください。

設置予定の風力発電所出力は最大15万5,800キロワットで、単機出力4,000キロワットから5,000キロワットの風車を最大38基設置する計画となっております。

また、その下に方法書段階での計画も記載されていますが、比較すると、1基当たりの大きさが大きくなり、総出力と設置基数が小さくなっております。

区域の面積は約 2,380.7ヘクタールで、そのうち、改変規模は約 94.4ヘクタールです。

また、資料 3-1 の 2 ページの質問番号 2-12 において、準備書段階で使用する風車が確定していないことにより、予測、評価に影響することはないかを聞いております。これに対して、事業者からは、騒音、景観、鳥類等の予測、評価には、影響が最大となることを想定した機種の情報を使用しているため、安全側の予測ができていると考えている、また、今後、現状よりも環境負荷の大きい風車が選定された場合は、評価書にて、再度、予測、評価を行うとのことでした。

また図書に戻っていただきまして、13 ページをご覧ください。

こちらは区域と風車配置の図です。

この図の中の北側に点線で示されている範囲は、方法書段階では区域とされていたものの、準備書段階で落とされた部分となっています。

次に、方法書段階からの区域の絞り込みと風車配置の考え方については、61 ページ以降にまとめられております。

簡単にまとめますと、方法書段階の北側のエリアの除外理由としては、令和 2 年度に準備書の審議をいただきましたが、本事業者の関連事業者が計画している（仮称）宗谷岬風力発電事業更新計画との累積的影響を考慮したためとされており、配置の考え方については、71 ページの図に示されていますように、風車間の離隔距離、植生自然度 9 の範囲、水資源保全地域である北辰ダム流域に配慮し、風車が配置されております。

次に、109 ページをご覧ください。

こちらは、重要な地形・地質の図ですが、区域の北側が宗谷丘陵の周氷河地形と重複しています。

次に、動物について、まずは 117 ページをご覧ください。

区域の周辺には、動物の重要な生息地として K B A や鳥獣保護区が存在しています。

また、126 ページには、E A D A S センシティブリティマップがあり、オジロワシやオオワシの生息情報から注意喚起レベル A3 とされています。

次に、水質について、178 ページをご覧ください。

こちらは河川取水等の利用状況で、区域には、中増幌宮農用水の集水域、猿払村の簡易水道の水源である鬼志別川の集水域があるほか、水資源保全地域である北辰ダムの集水域が存在しています。

次に、195 ページをご覧ください。

こちらは区域周辺の住居ですが、最近接の住居と風車との離隔距離は約 5 キロメートル設けられています。

また、少し飛びまして、247 ページをご覧ください。

事業実施区域は、ほぼ全域が水源かん養保安林または干害防備保安林となっております。

また、保安林については、資料 3-1 の 3 ページの質問番号 3-2 で、保安林内での事

業の実現可能性の見通しについて質問をしております。これに対して、事業者からは、北海道森林管理局との事前相談を実施し、要件を満たすことで保安林解除が可能であることを確認しており、また、当社は、同一地区で保安林解除の実績もあることから、本事業においても同じ考え方で設計すれば要件を満たすことができる見込みであるとのことです。

次に、累積的影響の検討について、また図書のページが大きく飛びまして、519ページの図をご覧ください。

こちらは周辺の他事業ですが、多くの事業が稼働、計画されています。

あわせて、525ページには、累積的影響の検討対象となる事業と項目がまとめられた表が記載されていまして、こちらの表の黒丸と白丸が累積的影響を評価する項目となっております。

519ページの図と525ページの表を見比べていただきたいのですが、図の真ん中辺りのオレンジ色の区域と一部重複している赤い丸で示されているのが既設の天北ウインドファームで、525ページの表では①、図の真ん中のオレンジ色の区域が（仮称）樺岡風力発電事業で、表では⑥、そして、図の上の黄色の区域が（仮称）宗谷岬風力発電事業更新計画で、表では⑦となります。

次に、調査結果の説明の前に調査期間について説明します。

資料3-1の1ページに戻っていただきまして、質問番号1-3をご覧ください。また、参考までのご紹介となりますが、調査期間、調査手法については図書の426ページからとなります。

質問番号1-3では、本事業の調査が平成29年までで5年ほど前となっております、時間が経過していることから、①において手続上の問題はないのかを質問しました。これに対して、事業者からは、法において調査期間と準備書届出時期までの年数等の期間に応じた再調査等の決まりはなく、問題はないと考えているとのことです。

また、②と③では、現状と異なる可能性が考えられるため、再調査が必要ではないか、また、本図書に記載の内容が過小評価になっていないかについて質問しています。これに対して、事業者からは、本事業の調査・予測結果については、動植物の専門家へのヒアリングを実施しており、その結果、現地調査による確認種等は、動植物相の傾向を把握できており、問題ないとの見解を得ていること、また、現地調査時期から準備書届出時期までの期間に区域内で施設の建設や道路の造成といった大規模な開発行為は発生しておらず、周辺の自然環境の状況が著しく変化した可能性は低いと考えられることから、再調査はしておらず、現状と異なることはないと判断しているとのことです。

続いて、第10章の環境影響評価の調査結果についてですが、量が多いため、一部の項目について簡単に説明いたします。

まずは、騒音について、637ページの表をご覧ください。

こちらには工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測値が示されており、補正後の将来予測値は66デシベルから70デシベルとなり、幹線交通を担う道路に近接する空間として

の基準値であります70デシベルを環境基準とすると、基準を満たしていると予測されています。

次に、動物についてです。

2分冊の2に移りまして、812ページをご覧ください。

こちらの表は、2015年及び2016年に行われました希少猛禽類調査の結果をまとめたもので、オジロワシ及びオオワシが多く確認されています。

また、少し飛びまして、1181ページには、非公開情報になりますが、区域周辺のオジロワシ繁殖ペアの行動圏解析結果が示されております。

さらに、1200ページから1202ページにわたっては、オジロワシの衝突回数推定値とその推定値のメッシュ図が示されておまして、発電所全体の推定値の合計は、環境省モデルでは0.085個体/年、由井・島田モデルでは0.299個体/年です。

次に、ページが少し戻りまして、974ページ、975ページをご覧ください。

こちらは魚類の調査結果ですが、区域の周囲でイトウの生息が確認されており、本種の予測結果については、また飛ぶのですけれども、1049ページに記載されております。本事業による改変は、主に尾根上の風力発電機の設置箇所や一部の搬入路に限定され、環境保全措置として、造成工事に当たっては、土砂流出防止対策並びに濁水発生対策を先行し、濁水を適切に処理することから、濁水の流入による生息環境への影響は小さいと予測されています。

次に、植物についてです。

まず、1084ページをご覧ください。

重要な種についてですが、改変区域内で確認されたのは、オクエゾサイシンの1種のみで、1か所で20株の生育が確認されています。

次に、1096ページをご覧ください。

重要な群落についてですが、自然度9であるエゾマツートドマツ群集及びトドマツ・ミズナラ群落が区域及びその周辺に存在しています。

また、これらに対する予測結果については、1104ページ、1105ページにあり、オクエゾサイシン及び自然度9の群落は、どちらも区域外に多く残存することから、影響の程度は小さいと考えられるとした上で、オクエゾサイシンについては、影響の低減のため、移植に努めるとし、自然度9の群落については、改変面積を最小限にすることやのり面の緑化を行うことなどにより影響は低減されると予測されています。

最後に、事後調査計画につきまして、1414ページ、1415ページをご覧ください。

調査・予測・評価結果から不確実性が伴うことにより、バードストライク・バットストライク調査、重要な植物であるオクエゾサイシンの移植後に関する調査が予定されております。

また、バードストライク、バットストライクに関する事後調査について、資料3-1の11ページの質問番号20-1の①をご覧ください。

こちらの調査について、1か月に1回以上、調査員または現地監視員による踏査を実施とされていますが、図書の中に現地作業員による定期的な保守点検時の確認も含むとあったため、こちらの内訳について聞いております。これに対して、事業者からは、最低でも月1回は調査員等が調査し、それにプラスして保守点検時にも確認するとのことでした。

図書についての説明は以上です。

次に、Q&Aについて1点だけ説明します。

戻っていただきまして、8ページの質問番号14-1をご覧ください。

図書では、2冊目の1078ページとなりますので、こちらも併せてご覧ください。

質問番号14-1の①と②は、いずれも自然度の高い植生の改変の回避に係る質問です。

まず、①は、図書の1078ページの図で言うと、真ん中ら辺の東の点線がある付近の風車についての話です。ここでは、自然度9の区域と重複しているため、南側に少しずつすることでその区域を回避できるのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、配置検討においては、植生配慮の観点から回避できるよう検討しているが、風車間距離の確保や土量配分バランス等の安全性や施工性を踏まえると、全ての自然植生の回避は困難であるが、影響をより低減できるよう改変区域の検討をしているとのことでした。

また、②は、図書で言うと、隣の1079ページの真ん中ら辺りの西側の点線付近の風車の話です。こちらについても同様に、少し南側にずらすことで回避できるのではないかと質問しています。これに対して、事業者からは、南側は北辰ダムの流域となり、同流域への影響を回避するため、現在の配置となっているとのことでした。

本事業に係る説明は以上となります。

なお、オンラインで出席の委員におかれましては、本日の午前中に資料の差し替えで迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

また、委員の皆様には、先ほどの事業と同様に、後ほどメールにて2次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。お忙しいところを恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、今の説明につきまして、皆様から、ご質問やご意見、確認事項等をお願いいたします。

○白木委員 質問番号1-3に入っていますが、調査自体がかなり古いデータを使って行われているということですね。特に鳥に関して見たところ、平成27年、28年に調査を実施されて、それを用いて評価しています。

そして、質問番号1-3の回答として、ヒアリングを実施しており、変わっていないと書かれているのですが、少なくとも私が調査対象にしている種の営巣地の分布の一番近いところが抜けています。それは、平成27年、28年より後に確認されたものです。

それ以外にも、例えば、タンチョウは、平成27年の調査で物を言っているのですが、分布が非常に変わっていると思うのです。ですから、私は、この調査データで影響評価をする

こと自体、やり直しといたしますか、新しいデータが必要ではないかと思えます。

ヒアリングで問題ないと言われたとありますが、誰にどういう聞き方をしてどういう回答を得ているのかというのはよく分からないですし、ヒアリング自体も適切なものかというのは確認したいと思えます。ほかの種でも、多分、現状と七、八年前で状況が変わっているものがあると思えますし、この点についてはしっかり対応していかなければいけないのではないかなと非常に思えます。

○事務局（五十嵐主事） まず、最近のオジロワシの営巣状況やタンチョウの分布状況につきましては、事業者はそのデータがあることを知らせようと思うので、もしデータがありましたら事務局にいただけるとありがたいです。よろしくお願ひします。

次に、ヒアリング対象についてです。一応、2分冊の1の422ページには、令和4年5月に個人研究者の方に聞き取りをしたとあるのですが、これ以上はないので、信憑性を確かめるとなると、どういうふうに聞けばいいでしょうか。

白木委員が言っていた質問は、こういう専門家へのヒアリング結果はあるけれども、現状は変わっているんで、また調査すべきではないかともう一度質問で念押しするべきという理解でよろしいですか。

○白木委員 少なくとも、これを見た感じでは、平成27年、28年から繁殖状況や生息している鳥類の分布に変わりがないかということは聞いていないのではないかと思えますし、それについて書かれていないと思うのですよ。まず、それをちゃんと聞いて、これは絶対に変わっていないのだという回答を得ているのかどうかということです。

これは、他種も含めて、書かれている種が非常に限られているので、ここの図書に載っている種について全て変わっていないのかをきちんと確認すべきかと思えます。例えば、タンチョウのデータは私も持っているわけではないので、それは最新のデータを、オジロワシについてもそうですけれども、もし必要であれば、道として道北で調査をしている人にきちんと最新のデータをいただいたほうがいいのではないかなと思っています。

○事務局（石井課長補佐） データにつきましては、こちらから事業者に具体的なものを提示することはないので、どこにそういうデータがあるかというのを事業者が自主的に調べられるようにQ&A等を通して対応していきたいと思えます。

○白木委員 結局、それで分布が変わっているような場合、評価自体をやり直す必要があるのではないかと思うのですよね。例えば、行動圏などを調べて評価しているので、新しいものが出てきたらまた変わってくるわけですよね。そうなると、調査からし直しだと思うのです。

○事務局（石井課長補佐） そういう知事意見にするかどうかというのを、これから事業者に対応を聞きつつ、詰めていくのだと思えます。

○露崎会長 これはずっと自分が言っていることですが、やっぱり、専門家の質保証といひますか、どういう専門家なのかを保証することはすごく大事だと思えます。これだけではなく、いろいろな案件で出てきているので、また機会を捉えて整理できたらいいと思

っています。

そのほかにご質問やご意見等がありましたらよろしく申し上げます。

○押田委員 今、白木委員が言われたことは非常に大切なことだと思います。図書の812ページでは、希少猛禽類について、2015年、2016年のデータがテーブルに出てきているのですが、北海道では、2016年の夏に集中豪雨があり、いろんなところが壊れたのですよね。JRも止まってしまって、札幌と帯広の間をJRで行けなくなるくらいで、私のフィールドもかなりひどい形になりました。また、この豪雨の後になぜか山から研究をしていたモモンガが消えてしまったとか、いろいろなことが起きたのですよね。

あの集中豪雨は、北海道においてかなり象徴的な大攪乱だったようなイメージを私は持っているのですが、その前と後でかなり違うのか、これも私の想像でしかないのですけれども、やはりいろいろなことがあったことを考えて、もう一度きちんといろいろな生物について調べていただいたほうがいいのではないかなと思います。

特に、移動できるような大きな動物はまだいいかもしれないですが、川が氾濫したりなんだりというときに果たして何が起きているのかというのは、私としては、全然想像でしかなく、何とも言えないのですが、やはり変わっていく状況というのを見ていただいたほうが安全だろうなという気がいたします。

○事務局（石井課長補佐） 8月に連続して台風が来たような記憶がございますが、その影響がこの地域でどれだけあったのか、どういうふうに把握しているのかというのを2次質問で聞いてからにしたいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○高橋委員 まず一つは、Q&Aの2ページの質問番号2-12の騒音についての意見ですが、機種が決まっていない段階の準備書での予測、評価は何を意味するのかというのがよく分からないのです。安全側を見てやっているからいいではないかというような書きぶりになっていますが、準備書段階は、基本的に、この事業をしたときにどれだけの環境影響があるのかを評価、予測するものだと思うので、機種が決まっていない段階での評価というのは、個人的にはよく分からないといいますか、何の意味もないのではないかなと思っています。

ですから、私の考えとしては、回答の「なお、」以下で、要するに、現状よりも負荷が大きいときには、評価書で予測、評価をしますと言っているのですが、環境負荷がどうこう以前に、評価書段階では改めてちゃんとした予測、評価が必要なのではないかなということです。

二つ目もこれに関してです。騒音については、パワーレベルが最大となる機種を選んでいるということで、準備書の中の機種のところには、パワーレベルに加え、純音性成分と振幅変調音についても書かれております。しかし、騒音の環境影響というのは、パワーレベルだけではなく、煩わしさに影響する先ほど言った純音性成分やスイッチ音も関わってくるものなのです。そこで、今回示してもらった純音性成分とスイッチ音は、

要するに、幾つかある候補の中の最大のものを取っているのか、それとも、単純に最大のスイッチュ音などを示しているのかを確認していただきたいなと思っています。

基本的に、パワーレベルの大きさと純音性成分やスイッチュ音というのは必ず一致するものではありませんし、何か一つを基準にして全部を書いているのであれば、少し違うのかなという気もしますので、その確認をお願いしたいなと思います。

○事務局（五十嵐主事） 2次質問で事業者に確認いたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○白木委員 上位種への影響の生態系の項目のところでオジロワシを上位種として設定して影響予測をしているのですが、この場所の環境自体は餌場が殆ど無いのですよね。やっていることは、多分、生息地への影響予測だけで、ここで生態系の上位種としてオジロワシを持ってくること自体が適切ではないと思うので、どうしてこれを選んだのかを確認していただけますか。

結局、餌場が無いので、事業による餌場の消失は無いと書いてあるのですが、それは当たり前といたしますか、もともと餌場が無いところで生態系の予測をしているので、そういう結果になるのは当然だと思うのです。ですから、どうして生態系の上位種にオジロワシを選んだのかを確認していただきたいということです。

○事務局（五十嵐主事） 方法書には、先ほどの清陵のように表に丸がついたものがあると思うので、それを確認しまして、分からないようでしたら、また事業者にプラスで確認するようにいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認いたしたいと思います。

委員の皆様から希少種に関して質問や意見等がある場合には、挙手あるいはマイクでありますとってください。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、特にご要望がないようですので、本議事についての非公開審議は行わないこととし、終了したいと思います。

これであらかじめ予定されていた議題は終了いたしました。

その他として、最初に事務局から案内がありましたとおり、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準について検討を行っている環境審議会からの要請はまだ来ていないとのことですが、現状での制度の概要と環境審議会での検討状況について、事務局から説明を一通りお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 委員の皆様にご資料をお送りするのが遅くなりまして、申し訳ございませんでした。今日、先ほどの宗谷丘陵の差し替えとともに送らせていただいたのですが、前回の審議会で白木委員からお話のありました地球温暖化対策推進法に基づく

促進区域に係る環境配慮基準についてご説明いたします。

本件につきましては、環境審議会での審議において、関係する当審議会でも議論が必要とされたことから、環境審議会から正式な要請が来た段階で、会長とも相談の上、対応を皆様にお知らせするとしておりましたが、環境審議会における調整が遅れておりまして、本日までに要請は来ておりません。

ただ、当審議会では、次回以降、議事が増える見込みでして、この件に関してまとまった時間を割くことは難しいため、本日、制度の概要と環境審議会での議論のポイントとなっている点についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

タイトルは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「促進区域」に係る道の配慮基準についてと題しております。

これは、地球温暖化対策推進法が改正されて、既に本年4月に施行されているのですが、その中で、都道府県や市町村が作成する地方公共団体実行計画制度を充実させ、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を拡大するため、地域脱炭素化促進事業という制度ができて、市町村の計画においては、その事業の実施対象区域とする促進区域というものを設定することができるとされました。

この促進区域の設定については、既に示されている国による環境配慮基準に加え、都道府県でも市町村に示すことができるため、この道として示す環境配慮基準について、現在、環境審議会でも検討しているところでございます。

ページをめくっていただいて、次の「改正の内容 地域の脱炭素化の促進について（制度の全体像）」をご覧ください。

ごちゃごちゃしていて見にくいのですが、点線の枠の一番下の囲い部分に太字で認定事業に対する規制制度の特例措置とあるかと思えます。ここに事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略とあるとおり、促進区域で行われる認定事業というものは、法アセスの配慮書手続が省略されることから、環境審議会では、この促進区域の設定についての道が示す環境配慮基準を決めるに当たって、その基準がアセス配慮書を省略しても問題ないものになっているかどうかを強く心配する声がありまして、アセスを扱っている当審議会の意見を聞く必要があるとなったとのことです。また、アセスを扱っている観点から、具体的な内容についてもアドバイスがあればということも伺っております。

それでは、そもそも促進区域や認定事業とはどういうもので、また、お互いにどういう関係があるのか、ご説明いたします。

この資料の一番上になりますが、地球温暖化対策については、政府が計画を策定しておりまして、点線の囲みにあるように、都道府県と市町村は、国の計画に即し、地方公共団体実行計画というものを策定することとなっております。

この実行計画において、都道府県では、都道府県全体での再生可能エネルギー利用促進等の施策の実施目標を定めるものとされ、加えて、市町村が地域脱炭素化促進事業を進めるために定める促進区域を設定する際の環境配慮の方針、すなわち基準を定められることになっており、今、この基準が検討されているところでございます。

市町村では、市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標を定めることは都道府県と同じですけれども、次のページで説明いたします地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めるものとされており、この促進事業の対象となる区域が促進区域というものになります。

事業者がこの促進区域で行う促進事業について市町村から認定を受けると、その事業は、資料の事業者による事業計画の申請という色のついた囲みの下の市町村による事業計画の認定のところにあるように、規制制度の特例措置を二つ受けられ、一つは幾つかの関係する法規制制度のワンストップサービス、もう一つは法アセスの配慮書手続が省略されるというものです。

この特例措置が受けられる地域脱炭素化促進事業については、次のページをご覧ください。

この促進事業は、真ん中の事業範囲のイメージにあるように、事業者が再エネ発電施設などの整備とともに温室効果ガス排出削減等につながる地域の脱炭素化のための取組をセットで行うもので、再エネ施設としては、太陽光、陸上風力、中小水力、地熱、バイオマスといった発電施設、または、再エネによる熱供給施設とされ、排出削減、脱炭素化のための取組としては、蓄電池やEV充電施設の整備、自治体出資の電力会社を通じた再エネの地域供給、あるいは、環境教育プログラムの提供などで、再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化と地域経済の持続的発展を組み合わせた取組とされています。

なお、ここでの再エネ施設には再エネ海域利用法を活用する洋上風力発電所は含まれておりません。

これまでの説明を簡単にまとめますと、次のページのとおりとなります。

市町村では地方公共団体実行計画を策定することとなり、その中で促進区域というものを設定することができます。これは努力義務ですので、全ての市町村で設定されるわけではありませんが、この促進区域では、市町村が認定することにより、再エネ発電施設などと脱炭素化の取組を併せて行う地域脱炭素化促進事業ができることとなっております。

その促進事業では、特例事項として、再エネ発電施設を設置する際の法アセスについて、対象規模以上であっても配慮書手続が省略されるとともに、幾つかの許認可についてはワンストップサービスが受けられます。

なお、この事業を行えるのは促進区域の中の事業に限られます。

下のほうに枠をつくっておりますが、この促進事業が行われる促進区域は、市町村がどこでも設定できるわけではなく、国や都道府県が示す環境配慮基準、これは、促進区域から除外すべき区域、市町村が設定に当たって考慮すべき区域と考慮すべき事項、及び、考

慮することとする環境配慮事項に係る適正な配慮のための考え方の三つに区分されるのですが、これに従って、下の図のように、市町村の行政区域から除外するエリアを除いた区域の中から促進区域を設定することになります。

道では、くどいようですけれども、この市町村に示す環境配慮基準について、現在、検討を行っているところで、ここが当審議会の意見を求められている部分になります。

なお、促進区域では、市町村の認定を受けず、これまでどおり、再エネ発電施設単独で建設することは可能で、この場合には規模以上であれば法アセスは配慮書手続から行うことになります。

また、促進区域にも除外区域にも該当しない、いわゆる白地エリアでも、再エネ発電施設がつかれなくなるわけではなく、一定規模以上の施設については、従来どおり、通常のアセス手続が求められることになります。

それでは、次のページに移ります。

これは促進区域における特例事項の説明で、許認可のワンストップについて、自然公園法のほか、幾つかの手続が特例の対象となっております。左側の一般的な事業にあるように、こういう申請は事業者が自ら行うのですが、右側の促進事業では、市町村が代行して行うことと、法アセスについて配慮書手続が省略されることを説明しております。

なお、省略されるのは配慮書のみですので、方法書以降は通常どおりの手続が行われまして、アセスそのものが省略されるわけではございません。

配慮書手続の省略については、事業者が促進事業の認定を市町村から受ける際に提出する事業計画において、環境配慮事項が盛り込まれているほか、そもそも、促進事業を行う促進区域は、国と都道府県による環境配慮基準に則して設定されることから、その中で行われる事業は、配慮書段階で必要な事業区域設定に際しての環境配慮事項はあらかじめクリアされているものと考えられ、方法書からアセスが始まるという意味では、この事業は、判定の結果または自主的にアセスを行うこととなった第2種事業的な扱いと言うこともできるのではないかと考えます。

次のページでは、市町村が促進区域を設定する際の考え方を説明しております。

上の四角の枠では、「収集した情報に基づいて、都道府県基準では以下を整理して示します。」として三つを挙げておりますが、国の基準では、上の二つのいわゆる除外区域と市町村が考慮すべき区域、事項の二つが示されております。

都道府県においても国と同じように除外すべき区域を示せますので、市町村としては、これらの除外区域を除いた中から、国と都道府県が示した市町村が考慮すべき区域と事項を踏まえ、候補となるエリアを絞り込んでいくことになります。国の基準のところ、除外すべき区域、市町村が考慮すべき区域、市町村が考慮すべき事項として、①から③の数字を振っておりますが、既に示されている国の環境配慮基準とは具体的にどういうものかについては、次のページ以降で説明をいたします。

次のページに移ります。

表の中の文字が大変多くて恐縮ですが、国が定める環境配慮基準は三つに分かれております。前のページでは、考慮すべき区域と事項を一くくりにしておりましたが、こちらでは、①の促進区域に含めない区域、②の考慮すべき区域、③の考慮すべき事項の3種類となります。

①は、いわゆる除外区域で、法令で促進施設の立地が原則認められない区域となります。具体的には次のページのとおりですが、原生自然環境保全地域や国立・国定公園の特別保護地区、第1種特別地域など、五つが挙げられております。

ページを戻っていただいて、②の考慮すべき区域というのは、促進区域の検討当初から除外するわけではありませんが、環境保全が必要として規制されている区域などであり、促進区域に含む場合には、その区域指定の目的の達成に支障がないと認められることが必要としています。具体的には、2ページ進んでいただいて、促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る環境省令（3-2）にあるとおりです。国立・国定公園の先ほど挙げた特別保護地区と第1種特別地域以外の区域、要するに、第2種・第3種特別地域や普通地域のほか、砂防指定地や地すべり防止区域、保安林などとなっております。

再びページを戻っていただいて、国が定める環境保全基準の③は考慮すべき事項です。除外区域や考慮すべき区域のように地域指定がされているわけではないので、場所を予め明示することが難しいものとなります。考慮すべき事項としては、3ページ進んでいただいて、環境省令（3-3）にあるように、国内希少野生動植物の生息・生育への支障と騒音その他の生活環境への支障について、となっております。

なお、ここで言う国内希少野生動植物とは種の保存法で指定されている種であり、レッドリストの掲載種と全く同じということではございません。

都道府県による基準は、こうした国の基準に則し、さらに、地域の自然的・社会的条件に応じて定めることとされております。加えて、考慮することとする環境配慮事項に係る適正な配慮のための考え方も示すこととなっております。

以上が地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準に関する制度のあらましとなります。

環境審議会では、現在、道の環境配慮基準をどのような基本的な考え方の下でつくっていくのか、進めていくのかについて意見集約を図っているところと聞いており、その基本的な考え方に沿って、具体的な配慮基準として除外すべき区域や配慮すべき区域の案をつくっていくこととなります。

既に、例えば、除外区域や考慮すべき区域については、国の基準では対象が法律のみとなっているところ、同様の条例を対象にする、あるいは、国では考慮すべき区域とされているものであっても道においては除外区域とすべきかどうか、さらには、もっと対象を広げるかどうかなど、具体的な案も示しているようです。いずれにしても、促進区域で行われる促進事業の中の再エネ発電施設については、法アセスの配慮書手続が省略されますことから、道で決める環境配慮事項が法アセスの配慮書手続を省略しても支障がない内

容となっているかどうか、環境影響評価審議会の意見を聞きたいということでもあります。

ただ、当審議会に対して求められている意見とは、現在集約中のどういう考え方で具体的な内容を詰めていくかという基本的な考え方についてなのか、それとも、配慮基準の具体的な項目や内容についてなのかなどが明らかになっておりませんことから、今回は制度の説明のみとさせていただきます。

また、本来は、担当の環境審議会地球温暖化対策部会の事務局から説明すべきところ、審議会における意見の取りまとめ作業、また、本日は議会の対応にも当たっているため、代わって本事務局から説明させていただきました。このため、不十分な点やご不明な点などもあったかと思えますけれども、先ほど担当課の者も会場に参りましたようですので、急にこの場で答えるのは難しいものもあるかもしれませんけれども、質問がありましたらできる限りの対応はさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 環境審議会で検討されている内容をかいつまんで説明していただきました。

ポイントは、まだ向こうから依頼が来ていないので、我々がどうしていいかよく分からないという部分をもう少しクリアにしたいなということだと思います。一通り説明がありましたものの、まだ決まっていないところも多く、答えづらいものや答えられないものは多々あると思いますが、ここだけは確認しておきたいという点がありましたら挙手をお願いいたします。

○白木委員 スライドの4枚目のタイトルが水色の地球温暖化対策推進法による促進区域のイメージというところについてです。

一番下の市町村の行政区域という囲まれたところがあるのですが、私はこの図を初めて見ました。左側にある環境配慮基準により除外するエリアというのが調整エリアと別になっているのですよね。それ以外に促進区域というのがあるのですが、この見方についてです。

環境配慮基準で除外されたとしても、従来どおりのアセスメントで配慮書から手続をすれば、除外をされても、促進区域にならないというだけで、通常どおりに建設はできるはずだと思うのです。

これだと、環境配慮基準により除外されると、調整エリアから外れてしまうような印象を持つのですが、事務局の意図としてはどんな感じだったのか、確認させてもらいます。

○事務局（石井課長補佐） 分かりにくくて申し訳ございません。

白木委員がおっしゃられましたように、環境配慮基準によって促進区域の検討エリアから除外しても、再エネ促進事業ができないというだけで、通常の再エネ発電施設がつかれないということではなく、従来どおりの手続をすれば建てられるというか、禁止はされないということになります。

2ページ進んでいただいて、都道府県の配慮基準の区域と提示方法というところも併せてご覧ください。

あくまでも、この図で示したのは、促進事業を行う促進区域を設定するための考え方と

ということで、それに対象を絞ったものです。除外すべき区域というのは、国の基準のほか、都道府県の基準でも示すことができるのですが、これは促進区域を設定することはできない場所になります。ですから、促進事業でなければ従来どおりの手続を進めることができます。

○石井委員 僕からも同じような質問です。

最終的には促進区域を市町村が設定するのですかね。その際、まだ理解していないのですけれども、当然、国の基準や都道府県の基準、あるいは、環境保全の観点から除外すべきところ以外から促進区域を選んでくださいよとなるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） そのとおりでございます。

○石井委員 そのときに、太陽光、陸上風力、中小水力、地熱、バイオマスと、幾つかの категорияがあるのですけれども、これは全てに共通した促進区域なのか、それとも、再エネの8種類のcategoryごとに促進区域を設定するののかについてはいかがでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 除外すべき区域としては各発電施設で共通でございます。ただ、配慮すべき事項等につきましては、道の基準で全ての発電施設共通にするのか、別々にするのか、まだ決まっておりません。制度上はそれぞれ別々につくることになっておりますけれども、共通にはいけないということにもなっていませんので、その扱いも含め、今、環境審議会で検討しているということです。

○石井委員 少しクリアではなかったのですけれども、環境配慮基準の除外する基準はそれぞれやるということに今聞こえたのですけれども、促進区域も基本的には別々と考えてよろしいですか。

○事務局（石井課長補佐） そのとおりでございます。

○石井委員 例えば、僕は石狩市の風力のゾーニングの事業に関係したことがあるのですね。ただ、そのときは、促進というより、いろいろなものを重ね合わせ、ここだったらハードルはこれぐらいで、ここはハードルがこれぐらいで、これはすごくハードルが高いからやめたほうがいいのではないかというような考え方でゾーニングをしていたのですけれども、ああいうものとの関係はどうなるのでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 私も、直接の担当ではなく、勉強不足で今すぐにお答えできませんので、持ち帰って担当の事務局に伝えて、皆様にお示ししたいと思います。

○石井委員 違和感があるのは、促進区域をやるために、まずは除外するものを決めましょうというところですか。でも、促進区域をどうやって選ぶのかというところが本当は大事なのかも分からないのですけれども、その辺は環境審議会でいろいろと検討されているということよろしいでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 促進区域は都道府県基準で示すということですが、まさに、それをどのように設定すべきかの検討をしているところです。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 今の件についてです。

私は環境審議会にも出ているのですが、あくまで、今、環境審議会でやろうとしているのは配慮基準のほうなのです。どういうところだったら建ててもいいか、逆に言うと、どういうところがよくないかを決めようということをやっているわけで、促進すべき場所がどういう場所かについては検討していないのですね。本当は北海道がこういう再エネ事業をこのぐらい進めていきたいという戦略的な考え方がまずあることが重要なのではないかなと私は個人的に思っているのですが、取りあえず、今回の配慮基準に関しては、建ててはよくないというところをまずつくるといことです。あまり進んでいないですけども、それをやっております。

○露崎会長 そのほか、これは確認しておいたほうがいいというものがありましたら、よろしくをお願いします。

私から1点です。

配慮書がなくなるというのは法アセスということですが、それと道の条例アセスとの関係をもう少し説明いただけますか。何か付け足すことがあったら併せてお願いします。

○事務局（石井課長補佐） 促進区域で行う再エネの発電事業規模以上ですと、法アセスの配慮書が省略されるという特典があることになっております。この法アセスの配慮書が免除されるというのは法律に明記されているのですけれども、条例のほうはどうなっているのかというと、書かれておりません。そのため、法アセスに準じて条例アセスはどうするのかについて、環境配慮基準を検討している環境審議会で検討していただくのがいいのかなと事務局としては考えております。

ここで、法と条例のことについて申し上げます。

法の許認可が免除されるわけではないのですけれども、事業者にとっては手続きが楽になるということでワンストップサービスを、先ほどは国立公園、国定公園についての許認可についても適用されると説明しましたけれども、では、同じような条例を持っている自然公園条例はその対象にならないのかなど、環境審議会で環境配慮基準を検討していく中でそういったことも一緒に検討していただければいいのかなとこちらとしては思っておりますが、その扱いをどうするのだという質問があったということは環境審議会に伝えたいと思います。

○露崎会長 ついでとってはなんですけども、環境審議会には、当審議会に対し、どういう意見やアドバイスを期待しているのか、あるいは、こちらとして答えるべき具体的な内容がもう少しはっきりさせるように伝えておいてください。

そのほかに質問はございませんか。

○白木委員 今の点についても補足します。

環境審議会での道の条例に関する考え方としては、道の条例と整合性を図るため、同じにしたいという担当者案です。また、環境配慮基準に関しても、基本的には国の法アセスに準じたものをつくりたいというのが道の環境審議会の担当者の考え方です。ただ、それには法的な根拠が全くないので、実質は各都道府県で自由に設定してよいということにな

っています。

環境審議会としてアセス審議会に求めたいのは、規模要件やそれぞれの事業に対する配慮基準の考え方などだと思っています。というのも、そういった専門的な知見が少ないので、具体的なことも含め、アセス審議会に意見を求めたいということで進んでいる状況です。

○露崎会長 補足情報をありがとうございました。そのためにももっと具体的な意見というか、こちらに対するクエスチョンを整理していただけたらうれしいなと思います。

そのほかに、ご質問やご意見、ご確認したいこと等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ないようですので、これをもちまして本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしくお願いします。

○事務局(石井課長補佐) ご案内の時間を若干過ぎてしまい、申し訳ございませんでした。

皆様、本日は、3件の議事と環境審議会からの依頼予定事項について、長時間にわたってご審議、ご検討をいただき、ありがとうございました。

次回の令和4年度第7回北海道環境影響評価審議会は、11月9日水曜日の午後の開催を予定しております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了したいと思います。

長い時間、お疲れさまでした。

以 上